

取り組むべき労働災害防止対策

1 目的

行政機関、災害防止関係団体、関係団体等が連携し、下記事項について、労働災害防止対策を実施する。

2 期間

3月22日から6月21日の間

3 宮崎労働局・労働基準監督署が取り組むべき事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布
- (2) 様々な広報媒体を通じた広報
- (3) 安全パトロールや安全講習会等の実施
- (4) 事業場の実施事項に対する指導援助

4 労働災害防止関係団体等が取り組むべき事項

- (1) 会員事業者等に対する死亡労働災害防止対策の実施要請
- (2) 労働災害事例等の情報提供等による啓発
- (3) 安全パトロール等の実施
- (4) 会員事業者等の安全教育に対する援助

5 事業者が取り組むべき事項

(1) 共通事項

- ① 経営トップが安全への所信表明を行うことによる関係者の安全に対する意志統一及び意識の高揚
- ② 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ③ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した労働災害防止のための教育の実施
- ④ 職場安全パトロール、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ⑤ 交通労働災害防止のための安全教育の実施
- ⑥ 新規採用労働者や未熟練労働者に対する安全教育の実施
- ⑦ 安全作業マニュアルの遵守状況の確認

(2) 建設業における労働災害防止対策

- ① 墜落・転落防止対策の徹底
- ② 車両系建設機械等に係る安全な作業方法の徹底
- ③ 現場等への車両による移動時の交通労働災害防止対策の徹底
- ④ 職長、新規入職者等に対する安全教育の実施

(3) 林業の労働災害防止対策

- ① 安全な伐倒作業や「かかり木」処理の徹底

- ② 車両系木材伐出機械等の安全な作業方法の徹底
- ③ 間伐作業での安全対策の徹底
- ④ 職長、新規入職者等に対する安全教育の実施

(4) 製造業における労働災害防止対策

- ① 機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの遵守徹底
- ② 請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底

(5) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ① 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- ② 荷役作業現場の安全点検
- ③ 交通労働災害防止を含む安全教育の実施

(6) 第三次産業における労働災害防止対策

- ① 安全衛生推進者等の選任と職場パトロールの実施
- ② 「転倒」に係る災害防止のための安全通路等の点検・対策の実施

6 労働者が取り組むべき事項

安全作業標準を遵守し、安全な行動の徹底